

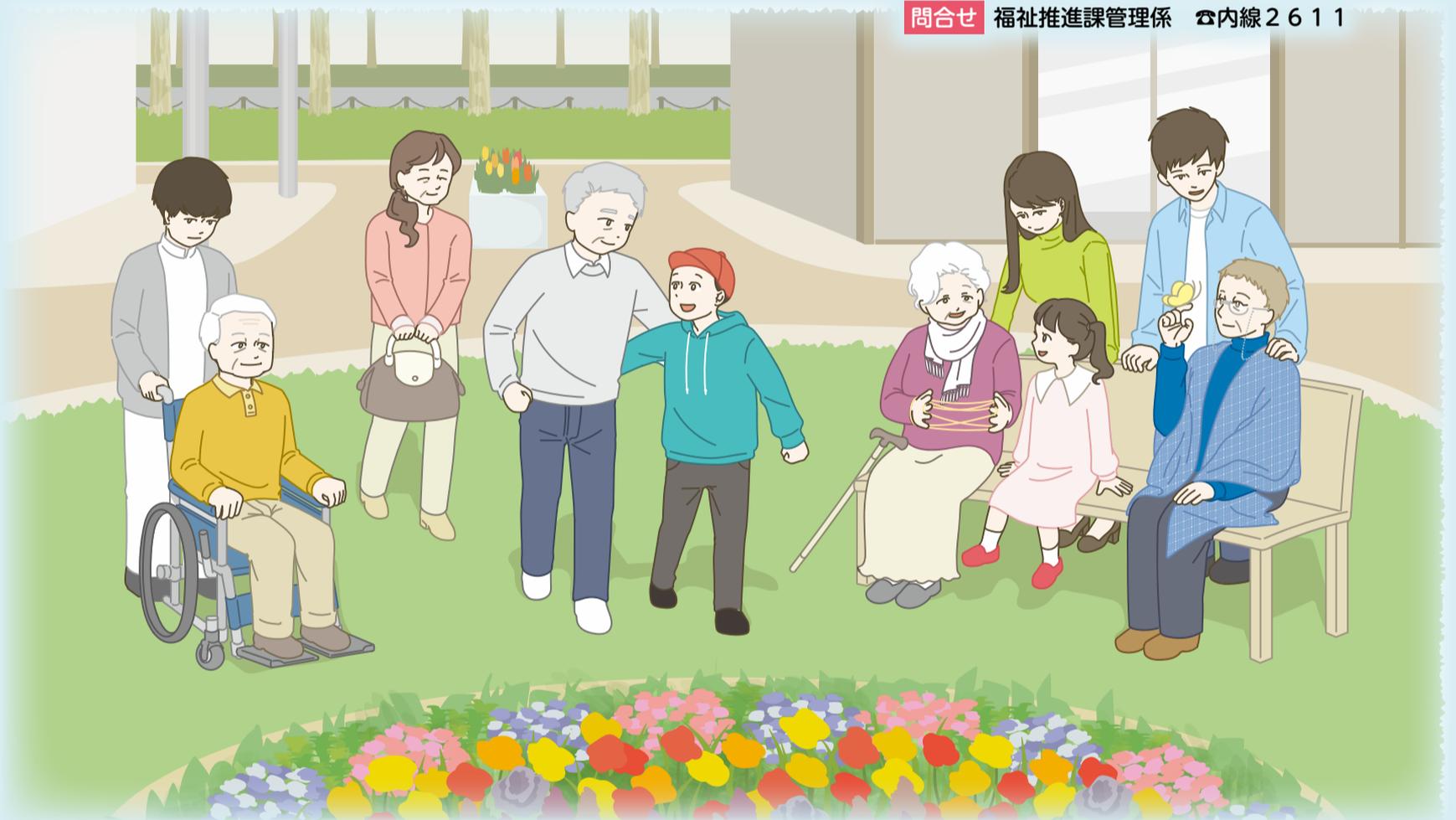
- 2面…第9期プランの施策の推進
- 3面…第9期荒川区介護保険事業計画の策定
- 4面…令和6年度から介護保険料を改定します

第9期荒川区高齢者プランを策定

誰もが安心して暮らせる 「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて

区では、令和6～8年度の3か年を計画期間とする「第9期荒川区高齢者プラン」を策定しました。今号では、第9期プランの概要（施策の推進・介護保険事業計画）、介護保険料の改定内容等について、お知らせします。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611



高齢者プランとは

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に一度改定しています。

第9期プランの全文は

第9期プランの全文は、区役所2階福祉推進課・地下1階情報提供コーナー、荒川区ホームページで閲覧できます。なお、4月以降、情報提供コーナーで、冊子を有償頒布（1冊580円）します。

▶「安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して

こうした認識に立って作成した「第9期荒川区高齢者プラン」では、これまで掲げてきた地域包括ケアシステムの5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）に沿った基本方針を継承しつつ、地域で安心して住み続けるために必要な施策を一層推進します。特に、新型コロナウイルス感染症により停止していた地域活動を再開し、生きがいづくりにつなげるとともに、介護ニーズの高まりにより喫緊の課題となっている、介護人材の確保・定着を進めます。

区は、今後も第9期プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、基本方針に掲げる「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して、全力で取り組んでまいります。

令和5年1月1日現在、28・6%である我が国の高齢化率は、2040年には34・8%まで増加することが見込まれています。

一方、区においても、令和5年10月1日現在、高齢化率は、22・5%であり、今後も長期的に増加することが推計されます。このような状況において、より一層、介護予防や介護事業者支援を推進し、区民ひとり一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせ、誰もが安心して暮らせる活気ある地域社会を構築していくことが求められています。



荒川区長
にしかわたいいちろう
西川 太一郎